

資料 1 5 9 － 1

「電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価」について

(諮問第3199号)

<目 次>

1	諮問書	1
2	概要	2

(公印・契印省略)

諮問第 3199 号

令和 7 年 9 月 30 日

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 相田 仁 殿

総務大臣 村上 誠一郎

諮 問 書

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 167 条の 3 第 1 項に規定する電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価を行うこととしたい。

ついては、法第 169 条第 2 号の規定に基づき、上記のことについて諮問する。

「電気通信事業者間の適正な競争関係の確保 に関する評価」について

令和7年9月30日

総合通信基盤局 電気通信事業部

事業政策課

- 電気通信事業法第167条の3による競争状況等の調査及び評価の実施に関する方針として、本方針を策定
- **各年度の結果は**、審議会の答申を経て、翌年度の夏頃を目途に取りまとめ、省令の制定改廃等の法律の適正な運用に活用するなど、**制度・施策等の見直しに反映**
- ①電気通信事業者向けの**クラウドサービスの実態把握**、②NTTグループの組織再編に係る対応としての**NTT持株によるNTTデータグループの完全子会社化に係る検証**、③令和8年度までに施行が予定される**改正電気通信事業法及びNTT法の関係省令等への反映**を視野に入れた対応が、当面の重要課題

電気通信事業者間の競争の状況の調査

①検証対象市場に係る競争状況等の分析

移動系通信、固定系通信、法人向けサービス市場について、競争状況等に関する指標（シェア、市場集中度、契約数、事業者数、料金プランの状況等）を定点観測し、分析

②電気通信事業者向けクラウドサービスの実態把握

ネットワークの仮想化・クラウド化の進展を踏まえ、電気通信事業者向けのクラウドサービスの料金や提供条件、主要電気通信事業者による利用や依存の状況等を調査

③研究開発への取組状況の把握

国際競争力の強化等の観点から、事業者の研究開発費の推移、共同研究開発や異業種連携を含めた取組等を調査

公正競争促進のために講じられる措置の実施状況の調査

①市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認

NTT東西・NTTドコモによる接続関連情報の目的外利用、特定の者に対する不当な優遇の有無等を確認

②NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認

NTTの各種事業の分離時等に、グループ内の事業者と他事業者との間の公正性等を確保する観点から設けられた累次の公正競争条件の遵守状況等を確認

③NTTグループの組織再編に係る対応等

組織再編が公正競争に与える影響を検討し、必要と判断された場合は、公正競争を担保するための対応を検討（→NTT持株によるNTTデータグループの完全子会社化の検証等）

④その他の法令・ガイドライン等に基づき講じられる措置の実施状況等の確認

適正な競争関係の確保に関する評価

上記の調査の結果に基づき、電気通信事業法の禁止行為規制の適用対象等の妥当性、NTTグループの累次の公正競争条件の個別の条件ごとの要否・適否の評価を含め、法令・ガイドライン等の見直しなど（→令和8年度までに施行が予定される**改正電気通信事業法及びNTT法の関係省令等への反映**）、市場環境の変化等を踏まえた制度・施策等の見直しを視野に入れて、電気通信事業者間の適正な競争環境が確保されているかどうかを評価

1. 諮問理由

- 電気通信事業法第167条の3第1項に規定する「電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価」を行う必要があるため、第169条第2号の規定に基づき、当該評価について諮問を行う。

2. 答申を希望する事項

- 「電気通信事業者間の競争の状況の調査」及び「電気通信事業法又は日本電信電話株式会社等に関する法律に基づき講じられる措置その他の電気通信事業の公正な競争の促進のために講じられる措置の実施状況の調査」の結果に基づく、電気通信事業者間の適正な競争関係が確保されているかどうかの評価について

3. 検討事項

電気通信事業者間の適正な競争関係が確保されているかどうかについて、次の調査の結果に基づき、どのような評価を行うべきか。その際、電気通信事業法の禁止行為規制の適用対象等の妥当性、NTTグループに対する累次の公正競争条件の個別の条件ごとの要否・適否の評価を含め、法令・ガイドライン等の見直しなど、市場環境の変化等を踏まえた制度・施策等の見直しを視野に入れた評価を行うことを予定している。

- 電気通信事業者間の競争の状況の調査
 - ① 検証対象市場に係る競争状況等の分析
 - ② 電気通信事業者向けクラウドサービスの実態把握
 - ③ 研究開発への取組状況の把握
- 公正競争促進のために講じられる措置の実施状況の調査
 - ① 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認
 - ② NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認
 - ③ NTTグループの組織再編に係る対応等
 - ④ その他の法令・ガイドライン等に基づき講じられる措置の実施状況等の確認

4. スケジュール

- 令和8年9月頃に答申を希望。

基礎的電気通信役務について他の電気通信事業者が提供しない区域における提供の責務を負う最終保障電気通信事業者について規定するほか、NTT東西の業務の範囲を見直す等の措置を講ずる。

1. ユニバーサルサービスの確保

- NTTの電話のあまねく提供責務を見直し、電話・ブロードバンドともに、複数事業者が連携して全国をカバーする最終保障提供責務※を設ける。

※責務の担い手は、指定事業者（申請により指定を受けて交付金を受ける者）がいる地域では指定事業者、指定事業者がいない地域ではNTT東西

〔あまねく提供責務：他事業者の提供地域を含め、全国あまねく提供する責務〕
〔最終保障提供責務：誰も提供していない地域でのみ、提供する責務〕

2. 公正競争の確保（NTT東西の業務範囲規律の見直し等）

- NTT東西の県域業務規制（本来業務を県内通信を扱う業務に限定）は撤廃するなど、業務範囲の規制を緩和する。
- これに併せ、不公平な条件での取引禁止、卸先の情報の目的外利用の禁止等を明確化し、グループ内の大規模な事業者との合併等を事後確認の対象とする。

3. 通信インフラの維持・確保

- NTT東西の線路敷設基盤（電柱・管路等）の譲渡等を認可対象とする。
- インフラシェアリング事業者※について、適正・公平な利用等を担保した上で、公益事業特権（土地等の使用に係る権利）を付与する。

※基地局用の鉄塔等を携帯電話事業者に貸し出す事業を行う者

4. 電気通信番号制度の見直し

- 番号使用計画の認定の欠格事由に特殊詐欺犯（詐欺罪等）を追加する。

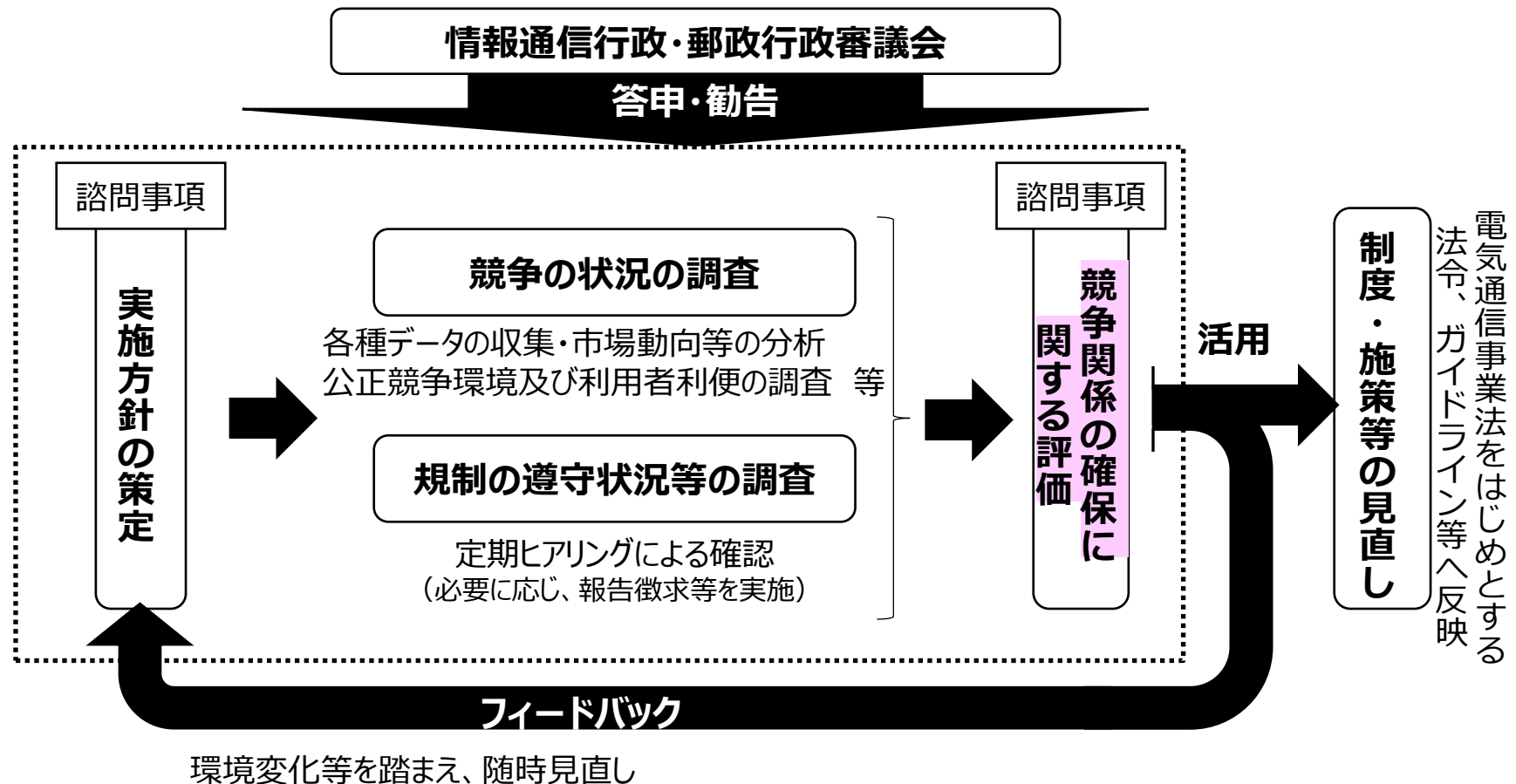
5. 事後検証の実施

- 毎年、規制の遵守状況や競争状況について、審議会の有識者の意見を聴きながら検証することとする。
- これに併せ、審議会の勧告制度を導入する。

6. 施行期日

- 1 : 一部の規定を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日
- 2、3、4 : 一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
- 5 : 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

- 公正競争の確保を徹底するとともに、市場環境の変化に対応して制度・施策等の見直しを迅速に実施できるようにするため、競争環境や規制の遵守状況等について、総務省が、毎年、**審議会の有識者の意見を聴きながら、検証する仕組みを法定化**。
- あわせて、検証を通じて専門的な知見が蓄積されることとなる審議会が、その諮問事項に適時に意見することができるよう、**審議会の勧告制度を導入**。



(電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価等)

第百六十七条の三 総務大臣は、毎年、電気通信技術の発達及び電気通信役務に関する需給の動向その他の事情を勘案して、**電気通信事業者（第三号事業を営む者を含む。以下この項において同じ。）間の競争の状況及びこの法律又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）に基づき講じられる措置その他の電気通信事業の公正な競争の促進のために講じられる措置の実施状況について調査**を行い、その結果に基づき、**電気通信事業者間の適正な競争関係が確保されているかどうかについて評価**を行うものとする。

2 総務大臣は、前項の規定による調査及び評価を行おうとするときは、**当該調査及び評価の実施に関する方針**を定め、総務省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 総務大臣は、第一項の規定による調査及び評価を行つたときは、総務省令で定めるところにより、その結果を公表するものとする。

4 総務大臣は、第一項の規定による**評価の結果を、この法律又は日本電信電話株式会社等に関する法律に基づく命令の制定又は改廃その他のこれらの法律の適正な運用に活用**するものとする。

(審議会等への諮問)

第百六十九条 総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（以下この条及び次条において単に「審議会等」という。）に諮問しなければならない。ただし、審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一 (略)

二 第十二条の二第四項第三号ロ若しくはこの規定による電気通信設備の指定、第二十一条第一項の規定による基準料金指数の設定、第二十六条第一項各号の規定による電気通信役務の指定、第二十七条の三第一項の規定による移動電気通信役務の指定若しくは電気通信事業者の指定、第二十七条の五、第三十条第一項若しくは第三項第二号若しくは第四十一条第四項の規定による電気通信事業者の指定、第三十一条第十一項第一号の規定による同号に規定する特定関係事業者の指定、第三十三条第一項の規定による第一種指定電気通信設備の指定、第三十四条第一項の規定による第二種指定電気通信設備の指定、第五十条第二項の規定による電気通信番号計画の作成、第五十条の二第三項の規定による標準電気通信番号使用計画の制定、第百六十四条第一項第三号の規定による同号ロ若しくはハに掲げる電気通信役務を提供する者の指定、第百六十七条の三第一項の規定による同項に規定する**電気通信事業者間の適正な競争関係が確保されているかどうかについての評価**又は同条第二項の規定による**調査及び評価の実施に関する方針の策定**

三・四 (略)